第１号決議案

岡沢健二議長に対する不信任決議

大阪府議会は、去る８月１５日に、７月臨時会の議事運営において、要件を備えた動議を無視し本会議で取り上げず、付議事件について議決をしないまま臨時会を流会させた岡沢議長に対し、公平・公正な議会運営が求められる議長の職責を自覚するよう問責決議を行ったところである。

しかしながら、岡沢議長は、８月臨時会においても、その職責の重みを顧みることなく、府民の代表である議員の声を無視し、すべて第一会派の意向のみに忠実に従い、暫時休憩を繰り返すなど、民主的・中立的とは到底言えない議事運営を行うという暴挙に出た。

このことについて、公明・自民・民主の三会派は議長に対し、９月２日付文書でもって、８月臨時会閉会日の本会議の運営に関する疑義を質したが、９月１７日付文書によってもたらされた議長の回答は、自らの非を認めることなく、誠意のかけらもない、全く理解できないものであった。

以下、８月臨時会における議長の非違行為について列挙する。

一、委員会に付託された議案については、会議規則の定めるところにより、議長は、その議案を本会議で議題に供し、審議、採決等を行うべきであることを議長自ら認めながら、これを意図的に怠っており、会議規則第４４条第３項及び第７５条に違反している。

二、議長の報告に疑義がある場合、会議規則により、議員は異議申し立てすることができると定められ、事前に書面でもって異議申し立てと同様の動議は要件を整え提出されていた場合、本会議において諮る義務があることを議長自ら認めながら、これを意図的に怠っており、会議規則第１２６条に違反している。

三、最も残念なのは、要件を整えて提出された動議については、議長は取り上げなければならない義務があることを、議長自身も認めながら、「動議は認めません」と２度も発言しこれを無視して取り上げなかったことである。これは伝統ある大阪府議会の歴史に残る汚点であると言わざるを得ない。

いずれをとっても、議長としてあるまじき行為であるが、岡沢議長は、問責決議を受けても、議事運営に対する姿勢を改めることなく、同様の行為を繰り返しており、議長としての資質に欠けると言わざるを得ず、もはや、その職責を全うすることは期待できない。

よって、ここに、岡沢健二君に対する議長不信任を決議する。

平成 26 年９月 25 日

大　阪　府　議　会